

# 「果物の食習慣づくり」に係る情報発信業務仕様書

## 1 目的

果物のおいしさやスポーツを行う際に役立つ果物の機能性等の情報を効果的に発信し、県民の県産果物に関する理解や関心を高め、「果物の食習慣づくり」に資する。

## 2 委託業務の内容

### (1) リーフレットを活用した情報発信

- ① 県が発行する「りんごの赤はみんなの愛（令和3年度版）」などを参考に、日頃スポーツに取り組み健康に関心の高い県民の果物摂取意欲等の向上に資するためのリーフレットを作成すること。
- ② リーフレットのデザインは、A5仕上がり二つ折り、両面カラー刷り、マットコート紙90kg以上を基本とし、内容によって適宜変更可とする。
- ③ リーフレットの印刷部数は、20,000部とし、データ形式（PDF及びJPEG形式のファイル）でも納品すること。
- ④ リーフレットは、令和4年11月5日（土）に実施する県民向けイベント及び県内の体育館や競技場など運動施設において配布することを予定しており、納入期限は、10月下旬を予定していること。
- ⑤ 運動施設へのリーフレット配布に係る必要部数の仕分け、発送作業は、受注者が行うものであること。

### (2) その他（1）に関連して必要な業務

## 3 委託料予算額

600,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限とする。

## 4 委託期間

契約締結の日から令和4年12月23日（金）までとする。

## 5 実績報告等

業務終了後、委託期間内に実施概要を取りまとめた実績報告書（リーフレット及びそのデータを含む）を提出すること。

## 6 著作権

- (1) 本業務による著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）及び所有権を含めて、すべて県に帰属するものとする。
- (2) 受注者（受注者から再委託を受けた者を含む。）は、本業務における制作物に係る著作権人格権を県及び県から正当に権利を取得した第三者に対して行使しないものとする。

- (3) 本業務の実施に当たり、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や仕様権利料等の負担と責任は、すべて受注者が負うこと。
- (4) 受注者は、成果品が第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保障し、万が一第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受注者の責において解決するものとする。

## 7 その他

- (1) 業務実施にあたっては、県と十分な連絡調整を図りながら行うものとする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、受注者と県との協議により定めるものとする。